

社会福祉法人 弘正会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるよう援助することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホーム事業の設置経営

(2) 第2種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業の設置経営

(ロ) 地域活動支援センター事業の設置経営

(ハ) 相談支援事業の設置経営

(ニ) 就労移行支援事業の設置経営

(ホ) 就労継続支援事業の設置経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人弘正会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を愛媛県八幡浜市五反田1番耕地76番地3に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬は無報酬とする。

2 通勤に要した費用を旅費として支給することができ、詳細は別に定める「役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程」による。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分

- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 役員報酬は無報酬とする。

2 通勤に要した費用を旅費として支給することができ、詳細は別に定める「役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程」による。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 愛媛県八幡浜市五反田1番耕地76番地3所在の土地

特別養護老人ホーム コンフォート神山 敷地1317.26㎡

(2) 愛媛県八幡浜市五反田1番耕地76番地3所在の建物

鉄筋コンクリート2階建 延床面積1465.62㎡

(3) 愛媛県八幡浜市松柏丙132番地、甲725番地3、丙137番地1、丙137番地2所在の建物

鉄骨造合金メッキ銅板ぶき2階建 延床面積1379.64㎡

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、八幡浜市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、八幡浜市長の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、愛媛県知事の認可（社会福祉法第45条の3第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を愛媛県知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人弘正会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	上村 容志枝
理事	濱田 剛伸
〃	佐々木 昭
〃	宮瀬 ルミ
〃	井上 傳一郎
〃	野本 脩二郎

この定款は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。(平成23年8月4日)

この定款の変更は、平成24年6月29日から施行する。

この定款の変更は、愛媛県知事の認可後、平成25年4月1日から施行する。

この定款の変更は、八幡浜市長の認可後、平成26年4月1日から施行する。

この定款の変更は、八幡浜市長の認可後、平成26年12月1日から施行する。

この定款の変更は、八幡浜市長の認可後、平成27年4月1日から施行する。

この定款の変更は、八幡浜市長の認可後、平成29年4月1日から施行する。

この定款の変更は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。(平成29年5月10日)

この定款の変更は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。(平成29年7月14日)

この定款の変更は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。(平成30年4月17日)

法人単位貸借対照表

令和 4年 3月31日現在

(単位:円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	295,714,019	307,001,390	11,287,371	流動負債	37,260,313	36,862,067	398,246
現金預金	233,417,877	242,886,771	9,468,894	事業未払金	16,567,189	16,262,325	304,864
事業未収金	63,003,914	61,566,769	1,437,145	1年以内返済予定長期運営資金借入金	18,780,000	14,085,000	4,695,000
未収金	1,018,137	119,630	1,137,767	預り金	943,470	905,168	38,302
立替金	46,160	47,980	1,820	仮受金	163,854	5,609,574	5,445,720
前払費用	14,205	30,240	16,035	賞与引当金	805,800		805,800
仮払金	150,000	2,250,000	2,100,000				
その他の流動資産	100,000	100,000	0				
固定資産	510,629,195	537,033,648	26,404,453	固定負債	406,139,824	442,044,655	35,904,831
基本財産	488,489,456	509,141,675	20,652,219	長期運営資金借入金	406,139,824	442,044,655	35,904,831
土地	69,600,000	69,600,000	0	負債の部合計	443,400,137	478,906,722	35,506,585
建物	323,696,098	332,133,041	8,436,943	純資産の部			
建物附属設備	95,193,358	107,408,634	12,215,276	基本金			
その他の固定資産	22,139,739	27,891,973	5,752,234	国庫補助金等特別積立金	205,296,201	216,978,469	11,682,268
土地	4,503,600	4,503,600	0	その他の積立金			
建物	1	1	0	次期繰越活動増減差額	157,646,876	148,149,847	9,497,029
構築物	7,590,499	8,753,369	1,162,870	(うち当期活動増減差額)	9,497,029	6,732,974	2,764,055
器具及び備品	7,993,739	12,380,991	4,387,252				
権利	103,960	125,064	21,104				
ソフトウェア	347,940	528,948	181,008				
敷金	1,600,000	1,600,000	0	純資産の部合計	362,943,077	365,128,316	2,185,239
資産の部合計	806,343,214	844,035,038	37,691,824	負債及び純資産の部合計	806,343,214	844,035,038	37,691,824

貸借対照表内訳表

令和 4年 3月31日現在

(単位:円)

勘定科目	社会福祉事業	合計	内部取引消去
流動資産	295,714,019	295,714,019	
現金預金	233,417,877	233,417,877	
事業未収金	63,003,914	63,003,914	
未収金	1,018,137	1,018,137	
立替金	46,160	46,160	
前払費用	14,205	14,205	
仮払金	150,000	150,000	
その他の流動資産	100,000	100,000	
固定資産	510,629,195	510,629,195	
基本財産	488,489,456	488,489,456	
土地	69,600,000	69,600,000	
建物	323,696,098	323,696,098	
建物附属設備	95,193,358	95,193,358	
その他の固定資産	22,139,739	22,139,739	
土地	4,503,600	4,503,600	
建物	1	1	
構築物	7,590,499	7,590,499	
器具及び備品	7,993,739	7,993,739	
権利	103,960	103,960	
ソフトウェア	347,940	347,940	
敷金	1,600,000	1,600,000	
資産の部合計	806,343,214	806,343,214	
流動負債	37,260,313	37,260,313	
事業未払金	16,567,189	16,567,189	
1年以内返済予定長期運営資金借入金	18,780,000	18,780,000	
預り金	943,470	943,470	
仮受金	163,854	163,854	
賞与引当金	805,800	805,800	
固定負債	406,139,824	406,139,824	
長期運営資金借入金	406,139,824	406,139,824	
負債の部合計	443,400,137	443,400,137	
基本金			
国庫補助金等特別積立金	205,296,201	205,296,201	
その他の積立金			
次期繰越活動増減差額	157,646,876	157,646,876	
(うち当期活動増減差額)	9,497,029	9,497,029	
純資産の部合計	362,943,077	362,943,077	
負債及び純資産の部合計	806,343,214	806,343,214	

貸借対照表内訳表

令和 4年 3月31日現在

(単位:円)

勘定科目	法人合計		
流動資産	295,714,019		
現金預金	233,417,877		
事業未収金	63,003,914		
未収金	1,018,137		
立替金	46,160		
前払費用	14,205		
仮払金	150,000		
その他の流動資産	100,000		
固定資産	510,629,195		
基本財産	488,489,456		
土地	69,600,000		
建物	323,696,098		
建物附属設備	95,193,358		
その他の固定資産	22,139,739		
土地	4,503,600		
建物	1		
構築物	7,590,499		
器具及び備品	7,993,739		
権利	103,960		
ソフトウェア	347,940		
敷金	1,600,000		
資産の部合計	806,343,214		
流動負債	37,260,313		
事業未払金	16,567,189		
1年以内返済予定長期運営資金借入金	18,780,000		
預り金	943,470		
仮受金	163,854		
賞与引当金	805,800		
固定負債	406,139,824		
長期運営資金借入金	406,139,824		
負債の部合計	443,400,137		
基本金			
国庫補助金等特別積立金	205,296,201		
その他の積立金			
次期繰越活動増減差額	157,646,876		
(うち当期活動増減差額)	9,497,029		
純資産の部合計	362,943,077		
負債及び純資産の部合計	806,343,214		

法人単位資金収支計算書

(自)令和 3年 4月 1日(至)令和 4年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	【介護保険事業収入】	289,685,000	287,167,805	2,517,195	
	【障害福祉サービス等事業収入】	24,492,000	23,259,270	1,232,730	
	【受取利息配当金収入】	4,000	2,021	1,979	
	【その他の収入】	2,067,000	2,717,743	650,743	
	事業活動収入計(1)	316,248,000	313,146,839	3,101,161	
	支出				
	人件費支出	199,266,000	192,683,639	6,582,361	
	事業費支出	34,741,000	34,314,161	426,839	
	事務費支出	57,189,000	56,971,155	217,845	
借入金利息支出	2,148,000	2,216,320	68,320		
その他の支出	1,890,000	1,936,550	46,550		
事業活動支出計(2)	295,234,000	288,121,825	7,112,175		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	21,014,000	25,025,014	4,011,014		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)				
	支出				
	施設整備等支出計(5)				
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)					
その他の活動による収支	収入				
	長期運営資金借入金収入	191,882,000	120,967,746	70,914,254	
	その他の活動収入計(7)	191,882,000	120,967,746	70,914,254	
	支出				
	長期運営資金借入金元金償還支出	188,494,000	152,177,577	36,316,423	
	その他の活動支出計(8)	188,494,000	152,177,577	36,316,423	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	3,388,000	31,209,831	34,597,831		
予備費支出(10)					
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	24,402,000	6,184,817	30,586,817		
前期末支払資金残高(12)	314,763,000	284,224,323	30,538,677		
当期末支払資金残高(11)+(12)	339,165,000	278,039,506	61,125,494		

資金収支内訳表

(自)令和 3年 4月 1日(至)令和 4年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		社会福祉事業	合計	内部取引消去
事業活動による収支	収入			
	【介護保険事業収入】	287,167,805	287,167,805	
	【障害福祉サービス等事業収入】	23,259,270	23,259,270	
	【受取利息配当金収入】	2,021	2,021	
	【その他の収入】	2,717,743	2,717,743	
	事業活動収入計(1)	313,146,839	313,146,839	
	支出			
人件費支出	192,683,639	192,683,639		
事業費支出	34,314,161	34,314,161		
事務費支出	56,971,155	56,971,155		
借入金利息支出	2,216,320	2,216,320		
その他の支出	1,936,550	1,936,550		
事業活動支出計(2)	288,121,825	288,121,825		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	25,025,014	25,025,014		
施設整備等による収支	収入			
	施設整備等収入計(4)			
	支出			
	施設整備等支出計(5)			
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)				
その他の活動による収支	収入			
	長期運営資金借入金収入	120,967,746	120,967,746	
	その他の活動収入計(7)	120,967,746	120,967,746	
	支出			
	長期運営資金借入金元金償還支出	152,177,577	152,177,577	
その他の活動支出計(8)	152,177,577	152,177,577		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	31,209,831	31,209,831		
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)	6,184,817	6,184,817		
前期末支払資金残高(11)	284,224,323	284,224,323		
当期末支払資金残高(10)+(11)	278,039,506	278,039,506		

資金収支内訳表

(自)令和 3年 4月 1日(至)令和 4年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		法人合計			
事業活動による収支	収入				
	【介護保険事業収入】	287,167,805			
	【障害福祉サービス等事業収入】	23,259,270			
	【受取利息配当金収入】	2,021			
	【その他の収入】	2,717,743			
	事業活動収入計(1)	313,146,839			
支出	人件費支出	192,683,639			
	事業費支出	34,314,161			
	事務費支出	56,971,155			
	借入金利息支出	2,216,320			
	その他の支出	1,936,550			
	事業活動支出計(2)	288,121,825			
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		25,025,014			
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)				
	支出				
	施設整備等支出計(5)				
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)					
その他の活動による収支	収入				
	長期運営資金借入金収入	120,967,746			
	その他の活動収入計(7)		120,967,746		
	支出				
	長期運営資金借入金元金償還支出	152,177,577			
その他の活動支出計(8)		152,177,577			
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		31,209,831			
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)		6,184,817			
前期末支払資金残高(11)		284,224,323			
当期末支払資金残高(10)+(11)		278,039,506			

法人単位事業活動計算書

(自)令和 3年 4月 1日(至)令和 4年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	【介護保険事業収益】	287,167,805	273,587,991	13,579,814
	【障害福祉サービス等事業収益】	23,259,270	23,421,500	162,230
	サービス活動収益計(1)	310,427,075	297,009,491	13,417,584
	費用			
	人件費	193,489,439	176,507,021	16,982,418
事業費	34,314,161	33,982,577	331,584	
事務費	56,971,155	63,603,427	6,632,272	
減価償却費	26,404,453	26,519,409	114,956	
サービス活動費用計(2)	311,179,208	300,612,434	10,566,774	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	752,133	3,602,943	2,850,810	
サービス活動外増減の部	収益			
	受取利息配当金収益等	2,021	997	1,024
	その他のサービス活動外収益	2,717,743	3,008,649	290,906
	サービス活動外収益計(4)	2,719,764	3,009,646	289,882
	費用			
	支払利息	2,216,320	2,314,474	98,154
その他のサービス活動外費用	1,936,550	2,127,950	191,400	
サービス活動外費用計(5)	4,152,870	4,442,424	289,554	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	1,433,106	1,432,778	328	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	2,185,239	5,035,721	2,850,482	
特別増減の部	収益			
	特別収益計(8)			
	費用			
	国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	11,682,268	11,768,695	86,427
	特別費用計(9)	11,682,268	11,768,695	86,427
特別増減差額(10)=(8)-(9)	11,682,268	11,768,695	86,427	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	9,497,029	6,732,974	2,764,055	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	148,149,847	141,416,873	6,732,974
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	157,646,876	148,149,847	9,497,029
	基本金取崩額(14)			
	その他の積立金取崩額(15)			
	その他の積立金積立額(16)			
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	157,646,876	148,149,847	9,497,029

事業活動内訳表

(自)令和 3年 4月 1日(至)令和 4年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		社会福祉事業	合計	内部取引消去
サービス活動増減の部	収益			
	【介護保険事業収益】	287,167,805	287,167,805	
	【障害福祉サービス等事業収益】	23,259,270	23,259,270	
	サービス活動収益計(1)	310,427,075	310,427,075	
	費用			
人件費	193,489,439	193,489,439		
事業費	34,314,161	34,314,161		
事務費	56,971,155	56,971,155		
減価償却費	26,404,453	26,404,453		
サービス活動費用計(2)	311,179,208	311,179,208		
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	752,133	752,133		
サービス活動外増減の部	収益			
	受取利息配当金収益等	2,021	2,021	
	その他のサービス活動外収益	2,717,743	2,717,743	
	サービス活動外収益計(4)	2,719,764	2,719,764	
	費用			
支払利息	2,216,320	2,216,320		
その他のサービス活動外費用	1,936,550	1,936,550		
サービス活動外費用計(5)	4,152,870	4,152,870		
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	1,433,106	1,433,106		
経常増減差額(7)=(3)+(6)	2,185,239	2,185,239		
特別増減の部	収益			
	特別収益計(8)			
	費用			
	国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	11,682,268	11,682,268	
	特別費用計(9)	11,682,268	11,682,268	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	11,682,268	11,682,268		
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	9,497,029	9,497,029		
前期繰越活動増減差額(12)	148,149,847	148,149,847		
当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	157,646,876	157,646,876		
繰越活動増減差額の部				
基本金取崩額(14)				
その他の積立金取崩額(15)				
その他の積立金積立額(16)				
次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	157,646,876	157,646,876		

事業活動内訳表

(自)令和 3年 4月 1日(至)令和 4年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		法人合計		
サービス活動増減の部	収益			
	【介護保険事業収益】	287,167,805		
	【障害福祉サービス等事業収益】	23,259,270		
	サービス活動収益計(1)	310,427,075		
	費用			
人件費	193,489,439			
事業費	34,314,161			
事務費	56,971,155			
減価償却費	26,404,453			
サービス活動費用計(2)	311,179,208			
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	752,133			
サービス活動外増減の部	収益			
	受取利息配当金収益等	2,021		
	その他のサービス活動外収益	2,717,743		
	サービス活動外収益計(4)	2,719,764		
	費用			
支払利息	2,216,320			
その他のサービス活動外費用	1,936,550			
サービス活動外費用計(5)	4,152,870			
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	1,433,106			
経常増減差額(7)=(3)+(6)	2,185,239			
特別増減の部	収益			
	特別収益計(8)			
	費用			
	国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	11,682,268		
	特別費用計(9)	11,682,268		
特別増減差額(10)=(8)-(9)	11,682,268			
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	9,497,029			
前期繰越活動増減差額(12)	148,149,847			
当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	157,646,876			
繰越活動増減差額の部	基本金取崩額(14)			
	その他の積立金取崩額(15)			
	その他の積立金積立額(16)			
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	157,646,876		

社会福祉法人弘正会 役員・評議員 一覧表

令和4年4月1日時点

役員(理事・監事)

役職名	氏名	職業
理事長	上村容志枝	医療法人役員
理事	宇都宮 理恵	医療法人職員
理事	林 香代	(社福)弘正会コフオト神山・松柏 施設長
理事	西野 恵美	社会福祉法人職員
理事	菊池 真紀	社会福祉法人職員
理事	大塚 彦文	株式会社社員
監事	三好 研治	社会保険労務士
監事	宮崎 秀次	司法書士

評議員

役職名	氏名	現役職名
評議員	宮瀬 ルミ	元・民生委員、児童委員
評議員	井上 傅一郎	元・中学校長、八幡浜市教育委員会教育長
評議員	野本 脩二郎	社会保険労務士
評議員	此上 勝	元・民生委員、児童委員
評議員	嶋田 修	建築士
評議員	菊地 浩一	元・公民館運営審議員
評議員	中川 つる美	元・民生委員、児童委員

社会福祉法人弘正会
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人弘正会(以下「法人」という。)の第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 役員とは、理事及び監事をいう。
- 3 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員に対する職務執行の報酬は無報酬とする。

(費用弁償の支給及び支給方法)

第4条 法人は、役員及び評議員が通勤に要した費用を旅費として支給する。

- 2 金額は、一律3,000円とし、必要の都度、現金にて支払うものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。